

# 現行技術研究組合一覽

別紙1

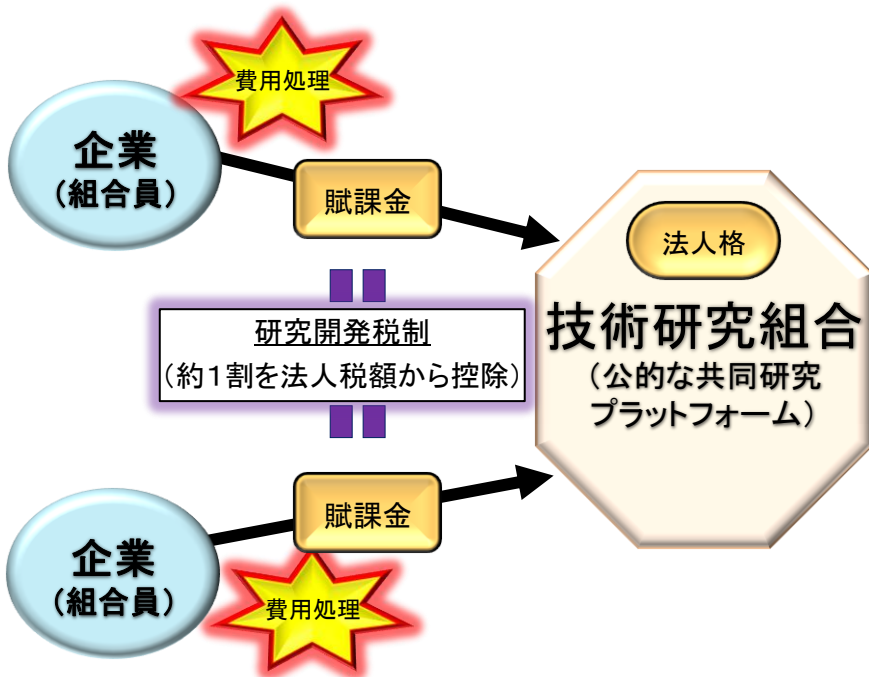
(2012.12.12現在) (16番以降が、平成21年度法改正以後の設立) (60・61・62番が、今回認可した組合)

1	自動車機器技術研究組合	32	複合材料体内医療用具技術研究組合
2	バイオテクノロジー開発技術研究組合	33	技術研究組合農畜産工業雇用推進機構
3	ファインセラミックス技術研究組合	34	技術研究組合次世代レーザー加工技術研究所
4	家畜受精卵移植技術研究組合	35	超低電圧デバイス技術研究組合
5	太陽光発電技術研究組合	36	技術研究組合単層CNT融合新材料研究開発機構
6	食肉生産技術研究組合	37	バイオブタノール製造技術研究組合
7	機能性木質新素材技術研究組合	38	エピゲノム技術研究組合
8	技術研究組合超先端電子技術開発機構	39	土壌修復ラジアルウェル技術研究組合
9	電子商取引安全技術研究組合	40	MMG技術研究組合
10	石油コンビナート高度統合運営技術研究組合	41	技術研究組合Lignophenol&Systems
11	フリーゲージトレイン技術研究組合	42	基準認証イノベーション技術研究組合
12	次世代半導体材料技術研究組合	43	幹細胞評価基盤技術研究組合
13	バイオエタノール革新技術研究組合	44	次世代型膜モジュール技術研究組合
14	技術研究組合BEANS研究所	45	次世代化学材料評価技術研究組合
15	触媒技術研究組合	46	次世代プリントエレクトロニクス技術研究組合
16	技術研究組合次世代パワーエレクトロニクス研究開発機構	47	次世代レーザープロセッシング技術研究組合
17	次世代パワーデバイス技術研究組合	48	次世代天然物化学技術研究組合
18	水素供給・利用技術研究組合	49	技術研究組合NMEMS技術研究機構
19	技術研究組合光電子融合基盤技術研究所	50	東京バイオマーカー・イノベーション技術研究組合
20	産業用超電導線材・機器技術研究組合	51	浜松地域活性化ICT技術研究組合
21	分子動力学抗体創薬技術研究組合	52	新世代塗布型電子デバイス技術研究組合
22	農林水産・食品産業マイクロ・ナノバブル技術研究組合	53	マイクロアルジェ産業技術研究組合
23	グリーンフェノール・高機能フェノール樹脂製造技術研究組合	54	技術研究組合制御システムセキュリティセンター
24	スペースランド技術研究組合	55	有機系太陽電池技術研究組合
25	次世代宇宙システム技術研究組合	56	ミニマルファブ技術研究組合
26	自然免疫制御技術研究組合	57	高機能遺伝子デザイン技術研究組合
27	海外水循環ソリューション技術研究組合	58	高効率モーター用磁性材料技術研究組合
28	技術研究組合リチウムイオン電池材料評価研究センター	59	人工光合成化学プロセス技術研究組合
29	熱電変換技術研究組合	60	技術研究組合北九州スマートコミュニティ推進機構
30	技術研究組合FC-Cubic	61	酸化鉄太陽電池技術研究組合
31	次世代LIC総合技術研究組合	62	エコマリン技術研究組合

# ■「技術研究組合」制度とは ～ 「共同研究のプラットフォーム」 ～

- 技術研究組合は、「共同研究」を行うためのビークル・組織体であり、主務大臣認可により設立される「公的な共同研究プラットフォーム」。
- 一者の技術シーズでは、世の中の多様かつ高度・複雑なニーズに対応することは困難であり、企業・大学・個人の如何にかかわらず、「相互に補完関係を有する多くのパートナーが参加する仕組み」を、製品開発段階からではなく、「研究開発段階」から整備する必要があるという問題意識から創設された制度。

## 概念図



注: 賦課金とは  
技術研究組合の事業費用に充てるためにメンバーに賦課する費用

## 「技術研究組合」制度の特徴・メリット

### ① 法人格を有している

- ・ 法人名義で金融口座開設、研究設備購入、特許権登記等が可能。

### ② 税制上の優遇措置

- ・ 組合員に対する「研究開発税制」(試験研究費の8～12%を法人税額控除等)、  
組合の資産に対する優遇税制(圧縮記帳)

### ③ 個人や中小企業も含め、各組合員は対等な1の議決権

- ・ 組合の最高意志決定機関である総会において、組合員(大学・個人・中小企業を含む)は、  
各々一個の議決権を有することで、柔軟かつ公平な組合運営が可能。

### ④ 他の公的認可法人に比べ、迅速な設立が可能

- ・ 設立総会が不要な上、他の公的認可法人に比べ、認可のための審査に要する期間が短い(約1～2ヶ月)ことから、迅速な設立が可能。

### ⑤ 主たる目的が試験研究であれば、営利事業も可能

- ・ 試験研究を協同して行うことを主たる目的とすれば、狭義の試験研究以外の各種事業(標準化、普及啓発等)や、事業において収益を得ることも可能。

など